

# 京大広報

No. 90

京都大学広報委員会

## 11月6日の掲示について

総長は最近の学内諸状況にかんがみ、11月6日次の掲示を出した。

(掲示第4号)

あらためて言うまでもなく、理性の府である大学においては、自己の意見を押し通そうとして粗暴な行為に走ることは許されるべきではない。

しかるに、たびたび警告してきたにもかかわらず学内において授業の妨害、面会の強要、暴力の行使、器物の破壊、施設の占拠などの行為が依然として見受けられるのは、極めて遺憾である。

このような行為に対して、嚴重に警告するとともに、節度ある行動を強く要望する。

昭和48年11月6日

京都大学総長 前田敏男

## 11月7日の事態について

- 1 11月7日午後1時50分頃、総長室に学生ら約20名が押しかけ、総長に対して話合いを要求した。総長はこれを拒否したが、約70~80名にふくれあがった学生らは、午後2時45分頃、総長をソファーに乗せたまま強制的に室外に運び出したのち、腕を取って法経第2教室に連れこんだ。
- 2 午後2時50分頃から、学生らは総長を壇上の椅子にかけさせたうえ、竹本問題、臨職問題、毒物たれ流し問題などについて、総長を激しく追及したが、総長は終始無言でこれに対処した。
- 3 午後3時40分頃、学生部長が入室し、集まっている学生らに対して退去するよう勧告したが、学生らは聞き入れず、学生部長をむりやり

に壇上の椅子にかけさせたのち、退去勧告の有効性ならびに掲示第4号の意味や寮問題などについて、学生部長を追及した。学生部長は総長と同様、沈黙をまもった。

- 4 総長、学生部長が拘束されていたので事務局長は、かかる事態に対するかねてよりの総長の指示にしたがって、能う限り関係部局長と連絡をとり、相談のうえ総長らの救出を警察に要請した。
- 5 午後5時40分頃、警官隊が法経第2教室に入り、総長と学生部長を救出した。
- 6 同日午後10時頃、事務局長室の書類棚のガラスなどが壊され、壁に落書きされた。そのさい、約4名の者が本部建物階下の東北出入口から走り去るのが見られた。

また、同日午後11時頃、農学部長の研究室の扉が破られ、同研究室を含む2室の室内が荒らされたうえ、これら2室の壁に落書きされた。

## 最近の学内諸問題について

京都大学総長 前田敏男

- 1 11月7日の事態については、私として甚だ遺憾に思っている。掲示第4号で重ねて面会の強要等を戒めているように、あのようなかたちでの要求に応じることは絶対にできなかった。  
しかし、ルールにのっとり、平静に話し合える条件のもとであれば、学生と会うことを拒否するものではない。
- 2 竹本問題に関しては、本年1月以来極めて慎重に審議を続けているが、これに関連して起こった6月28日の事態は、大学自治の観点からいって重要な問題を含みうるものであったことを

否定するものではない。

いずれにしても、大学が迷惑をこうむったことは事実であり、その旨は警察側にも申し入れてある。

しかし、私としては6月28日の押収によって評議会における公正な審査に重大な影響があったものとは考えない。今後どういう事態があるかについては、今から十分検討を重ねておいて、いささかでも大学における審査の自由や公正がおかされることのないように努めるつもりである。

3 定員外職員の問題については、昨年来定員外職員の実態について全学的立場からその調査を進めて来たが、目下その資料を整理し、問題点について検討中である。これが纏まり次第、あらためて公表の予定である。

4 廃棄物の処理については、昨年来廃棄物処理等専門委員会を設置して、全学的立場からその処理の適正化のための努力を続けている。

すなわち、実験操作中に生ずる有機廃溶媒・重金属などの物質については、同委員会よりの答申にしたがい、各部局においてそれぞれ適切な処置が行われるよう指示して今日に至っている。

元来、大学において排出する各種廃棄物の処理に当たっては、その最終段階までを確認すると言う基本的姿勢の下に処理すべきであり、今後さらにこの線に沿って努力を続けるつもりである。

#### 廃棄物処理に関する問題について

① 堺市における有機廃溶媒の焼却処理については、焼却処理を依頼した業者は大阪塗料溶剤協業組合である。同組合は大阪府の公認の処理業者であって、処理能力は1日20トンであり、外部からの委託にも応じている。

依頼に先だって、本学関係教官らが、現地調査した結果、有害物質を除去するための排煙処理設備をそなえ、充分信頼のおける業者であることを確認し、さらに該施設の能力に照らして、業者とも協議の上、廃溶媒の成分について充分検討して処理依頼を行った。

一方業者の側でも、本学から委託した溶媒をサンプリングし、その成分をチェックした後、焼却処理が行われた。なお、昭和48年1月から9月の間に京都大学から焼却を依頼した廃溶媒の総量は約15トンである。

② 比叡平田地横に京都大学から出たと思われるゴミが投棄されていたことについては、鋭意調査したが、いづいかなる業者の手によって運ばれたかを確認できていない。このように従来ゴミの処理を業者に委託する際、最終処分地まで確認していなかったのは、大学として本来あるべき姿勢からみて、甚だ遺憾であって、深く反省している。

このような事態にかんがみ、今後処理の適正化をはかるため、ゴミの分類・貯蔵の方法やある程度の学内処理の具体的方策などを廃棄物処理等専門委員会を中心として検討中である。

さし当たっての処置として、業者に処理を委託する際、最終処分地を確認することにより、不法投棄の問題を生じないよう業者指導に全力を挙げている。

③ 工学部の重金属排出問題については、実験操作中に生ずる重金属等有害物質は昭和47年7月31日制定の工学部処理基準に従い、各実験室において分離・貯溜に細心の注意を払い、外部に流出しないよう努力している。

さらに、腐蝕排水管の改修、溜ますの増強など排水管系の整備に努め、また溜ますごとに責任者を定めてその監視を行うとともに、溜ますの泥は必要に応じ吸い上げて、これをひとまず貯溜することになっている。泥中には実験装置、流し、配管などの構成材料の腐蝕生成物等が混入するおそれがあるので、分析の結果有害物質があれば、コンクリート固化処理を行うことにしている。

一方下水道への排水口4箇所定期的に水質検査を行っているが、その結果によれば、昨年7月検査開始以来、下水道法で規定されている基準を充分満たしていることを確認している。

#### 総長選考基準改正案調整委員会の解散について

総長選考基準改正案調整委員会は、「総長選考基準改正案について」の答申を提出したことにより、その任務を完了したとして、さる11月13日の評議会において同委員会を解散することが承認された。